

○朝霞市障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年10月1日要綱

改正

平成19年8月1日

平成20年2月1日

平成20年4月1日

平成22年4月1日

平成25年4月1日

平成28年4月1日

平成29年4月1日

平成30年9月28日

朝霞市障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱

（目的）

第1条 朝霞市障害児・者日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）は、在宅障害児・者について、特殊寝台・特殊マット等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって障害児・者の福祉の増進に資することを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、朝霞市とする。

（用具の種目及び給付等の対象者）

第3条 対象者及び給付等の対象となる用具の種目は、別表に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる者は対象者から除く。「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」を難病等とする。

2 既に給付を受けている用具と同一用具の給付等に係る申請については、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

3 用具の貸与の対象者は、第1項に掲げる障害者等であって、その属する世帯が原則として前年所得税非課税世帯とする。

4 次の各号の用具は、入院中のもの、障害者支援施設、児童福祉施設又は老人ホームに入所しているものにおいても、給付等の対象とする。

(1) ストマ用装具

(2) 頭部保護帽

(3) 歩行補助つえ

(給付等の申請)

第4条 用具の給付等の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害児・者日常生活用具給付・貸与申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(調査)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、障害児・者日常生活用具給付・貸与調査書（様式第2号）を作成しなければならない。

(給付等の決定)

第6条 市長は、前条の調査により用具の給付等の要否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、障害児・者日常生活用具等給付・貸与決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、障害児・者日常生活用具給付券（様式第4号）（以下「給付券」という。）を申請者に交付しなければならない。

(用具の給付等)

第7条 前条第1項の規定により用具の給付等決定を受けた者（以下「給付等決定者」という。）は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付等を受けるものとする。

2 視覚障害児・者用ワードプロセッサの共同利用については、別紙1に定めるところによるものとする。

3 居宅生活動作補助用具（住宅改修費給付事業）の給付については、別紙2に定めるところによるものとする。

(用具の貸与)

第8条 貸与する用具の引渡し又は引取りは、当該用具を使用する対象者の居住地において行うものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与を受けた対象者が、肢体不自由児施設等へ入所すること、その他の事情により用具を必要としなくなるまでの間とする。

(費用の負担)

第9条 給付等決定者又はこの者を扶養する者（以下「決定者等」という。）

は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、給付する用具の費用の1割とする。ただし、ストマ装具は無償とする。

3 自己負担上限月額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の3に定める額とする。

4 用具の貸与は無償で行うものとする。

（業者への支払）

第10条 市長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付等に要した費用から、前条により決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

2 業者は、前項の額を請求する場合には、給付券を添付することとする。

（貸与の取消し）

第11条 市長は、給付等決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

（1）死亡したとき。

（2）市内に居住地を有しなくなったとき。

（3）重度身体障害者等でなくなったとき。

（4）用具の貸与を必要としなくなったとき。

（譲渡等の禁止）

第12条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、又は譲渡、交換、若しくは、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（費用及び用具の返還）

第13条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等の助成を受けたとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額 （円）
盲人用時計	視覚障害により身体障害者手	視覚障害	10年	10,300

(触読時計) (音声時計)	帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級のもの。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため接読式時計の使用が困難なものを原則とする	児・者が容易に使用し得るもの		
				13,300
点字タイプライター	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級であるもので、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	視覚障害児・者が容易に操作できるもの	5年	63,100
電磁調理器	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級であるもので、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯であるもの	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
盲人用音声式体温計	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級であって原則として学齢児以上のもので、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る	視覚障害児・者が容易に使用できるもの	5年	9,000
点字図書	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、主に情報の	点字により作成された図書	—	点字図書 価格

	入手を点字によっているもの			
盲人用体重計	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級であって原則として学齢児以上のもので、当該者の世帯が単身世帯又は盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る	視覚障害児・者が容易に使用できるもの	5年	18,000
拡大読書器	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読み取りたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
点字ディスプレイ	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級のもので、点字が理解できるもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるものの	6年	383,500

視 覚 障 害 児・者用活 字文書読上 げ装置	視覚障害により身体障害者手 帳の交付を受けた身体障害 児・者であって、障害の程度 が1級又は2級のもので、原 則として学齢児以上のもの	文 字 情 報 と 同 一 紙 面 上 に 記 載 さ れ た 当 該 文 字 情 報 を 暗 号 化 し た 情 報 を 読 み 取 り、 音 声 信 号 に 変 換 し て 出 力 す る 機 能 を 有 す る も の で、 視 覚 障 害 児・者 が 容 易 に 使 用 し 得 る もの	6 年	99,800
視 覚 障 害 児・者用ワ ードプロセ ッサー（共 同利用）	視覚障害により身体障害者手 帳の交付を受けた身体障害 児・者であって、原則として 学齢児以上のもの	編 集、校 正 機 能 を 持 ち、日 本 点 字 表 記 法 に 基 づ き、入 力 し た 文 章 を 自 動 的 に 点 字 変 換 が 可 能 で 点 字 プ リ ン タ ー と の 連	—	1,030,00 0

		動により 点字文書 の作成及 び音声化 ができる もの		
歩行時間延 長信号機用 小型送信機	視覚障害により身体障害者手 帳の交付を受けた身体障害 児・者であって、原則として 学齢児以上のもの	視 覚 障 害 児 ・ 者 が 容 易 に 使 用 で き る もの	10年	12,000
視 覚 障 害 児 ・ 者 用 ポ ータブルレ コーダー	視覚障害により身体障害者手 帳の交付を受けた身体障害 児・者であって、障害程度が 1級又は2級であるもので、 原則として学齢児以上のもの	音 声 等 に よ り 操 作 ボ タ ン が 知 覚 又 は 認 識 で き 、 か っ 、 D A I S Y 方 式 に よ る 録 音 並 び に 当 該 方 式 に よ り 記 録 さ れ た 図 書 の 再 生 が 可 能 な 製 品 で あ っ て、視 覚 障 害 児 ・ 者 が 容 易 に 使 用 し 得 る も の	6 年	録音再生 機 85,000
				再生専用 機 48,000

視 覚 障 害 児・者用誘 導装置	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、音声による誘導を必要とするもの	音 声 に よ る 目 的 物 （ 位 置 ） 等 の 確 認 が 可 能 と なるもの	10年	56,000
地 上 デ ジ タ ル 放 送 対 応 ラジオ	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級であるもの	通 常 の ラ ジ オ と 異 なり、地 上 デ ジ タ ル 放 送 の テ レ ビ 音 声 が 受 信 可 能 な も ので、か つ、災 害 時 の 緊 急 放 送 を 受 信 で き る も の で、 視 覚 障 害 児・者が 容 易 に 操 作 し 得 る もの	6 年	29,000
聴 覚 障 害 児・者用屋 内信号装置	聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る	音、音 声 等 を 視 覚、触 覚 等 に よ り 知 覚 で き る も の	10年	87,400
聴 覚 障 害	聴覚障害により身体障害者手	一 般 の 電	5 年	71,000

児・者用通信装置	帳の交付を受けた身体障害児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害児・者が容易に使用し得るもの		
聴覚障害児・者用情報受信装置	聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急	6年	88,900

		信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの		
携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害又は肢体不自由により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、発声・発語に著しい障害を有するもので原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	5年	98,800
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級であるもので、原則として学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
訓練椅子	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児であって、障害の程度が1級又は2級であるもので、原則として3歳以上のもの	原則として附属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100

特殊マット	療育手帳の交付を受けたものであって、障害の程度が重度又は最重度であるもの及び下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が児童は１級又は２級、者は１級であるもので、常時介護を要し、原則として３歳以上のもの。難病等で寝たきりの状態にあるもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	５年	19,600
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が１級であるもので、常時介護を要し、原則として学齢児以上のもの若しくは難病等により自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	67,000
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者であって、障害の程度が１級又は２級であるもの。若しくは難病等で寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有す	８年	154,000

		るもの		
移動・移乗 支援用具 (歩行支援 用具)	平衡機能障害又は体幹機能障 害身体障害者手帳の交付を受 けた身体障害児・者であつ て、家庭内の移動等において 介助を必要とするものであつ て原則として3歳以上のもの	おおむね 次のよう な性能を 有する手 すり、ス ロープ等 であり、 設置に当 たり住宅 改修を伴 うものを 除く ア 障害 児の身体 機能の状 態を十分 踏まえた ものであ つて、必 要な強度 と安全性 を有する もの イ 転倒 予防、立 ち上がり 動作補助 、移乗 動作の補 助、段差 解消等の 用具とす	8年	60,000

		る		
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、入浴に介助を必要とするもので原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもので、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	90,000
入浴担架	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級であって、入浴に介護を要するもので原則として3歳以上のもの	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する	障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	15,000

	もので原則として学齡児以上のもの			
移動用リフト	下肢又は体感機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級であって原則として3歳以上のもの	介護者が重度身体障害児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもので、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年	159,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費給付事業)	下肢又は体幹機能障害又は脳原性運動機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって障害の程度が3級以上のもので、学齡児以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の等級が1級又は2級のもの	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅	—	200,000

		改修であるもの		
トイレチェア	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級のもので、学齢期以上のもの	次のアからエのいずれかに該当するものであり、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ア 洋式：和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの イ 補高便座：洋式便器の上に置いて高さを補うもの ウ 立ち上がり補助：電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助で	8年	81,000

		きる機能を有するもの エポータブル：便座とバケツなどからなり、移動可能な便器		
特殊便器	上肢機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害に程度が1級又は2級のもので、学齢期以上のもの	取替えに当たり住宅改修を伴うものを除き、障害児・者がトイレ時に容易に使用でき、足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの	8年	151,200
車椅子用段差昇降機	身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって常時車椅子を使用するもの	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったま	10年	260,000

		ま の 状 態 で、 昇 降 が 可 能 な もの		
透 析 液 加 温 器	じん臓機能障害により身体障 害者手帳の交付を受けた身体 障害児・者であって、障害の 程度が１級又は３級であって 原則として３歳以上のもの	透 析 液 を 加 温 し、 一 定 温 度 に 保 つ も の	５ 年	51,500
酸 素 ボ ン ベ 運搬車	医療保険における在宅酸素療 法を行うもの	障 害 児 ・ 者 が 容 易 に 使 用 し 得るもの	10年	17,000
ネ ブ ラ イ ザ ー （ 吸 入 器）	呼吸器機能障害により身体障 害者手帳の交付を受けた身体 障害児・者であって、障害の 程度が３級以上であるもの又 は同程度の身体障害児・者で あって必要と認められるもの で、原則として学齢児以上の もの	身 体 障 害 児 ・ 者 が 容 易 に 使 用 し 得 る もの	５ 年	36,000
電 気 式 た ん 吸引器	呼吸器機能障害により身体障 害者手帳の交付を受けた身体 障害児・者であって、障害の 程度が３級以上であるもの又 は同程度の身体障害児・者で あって必要と認められるもの で、原則として学齢児以上の もの	身 体 障 害 児 ・ 者 が 容 易 に 使 用 し 得 る もの	５ 年	56,400
ス ト マ 用 装 具	ぼうこう・直腸機能障害によ り身体障害者手帳の交付を受	ス ト マ 装 具等	－	（ 蓄 便 袋） １ カ

	けた身体障害児・者であって、ストマを造設したもの。 なお、手帳を所持していないもので、ストマ造設日より6ヶ月を経過していないものも給付対象者とする				月 当 り 8,858 (蓄 尿 袋) 1 カ 月 当 り 11,639
紙おむつ	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、右のいずれかに該当するもの	この事業によりストマ用装具の給付を受けることができるもので、ストマの著しい変形又は皮膚のびらんによりストマ用装具を装着できないもの	紙 お む つ、洗 腸 用 具、サ ラ シ・ガ ー ゼ 等 衛 生 用 品	—	1 カ月当 た り 12,000
		二分脊椎によるぼうこう・直腸機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であるもの			
		脳原性肢体不自由又は			

		肢 体 不 自 由 （ 脳 性 麻 痺 又 は 先 天 的 な 疾 病 に 限 る ） に よ り 身 体 障 害 者 手 帳 の 交 付 を 受 け た 身 体 障 害 児 ・ 者 で あ っ て 、 障 害 の 程 度 が 1 ・ 2 級 の も の で 、 排 尿 又 は 排 便 の 意 思 表 示 が 困 難 で あ り 、 紙 お む つ の 使 用 に よ り 意 思 伝 達 能 力 の 獲 得 が 阻 害 さ れ な い も の			
火災警報器	聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であるもの又は療育手帳の交付を受けた知的障害児・者であって、障害の程度が重度又は最重度であるもの又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害児・者であって程度が1級のものです、それぞれ火災発生の感知	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得る	8年	15,500	

	及び避難が著しく困難なもので、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る	もの		
自動消火器	身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって障害の程度が1・2級のもの又は療育手帳の交付を受けた知的障害児・者であって、障害の程度が重度又は最重度であるもの又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害児・者であって程度が1級のものでそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもので、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
福祉電話 (貸与)	身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者、聴覚障害又は外出困難なもので障害の程度が2級以上でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	障害児・者が容易に使用し得るもの	—	83,300
頭部保護帽	平衡機能又は下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であるもの又は療育手帳の交付を受けた知的障害児・者	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護	3年	主材料が スポンジ・革 15,200 主材料が

	であって、障害の程度が重度又は最重度であるもの又は精神障害児・者によりてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	できるもの		スポンジ・革・プラスチック 36,750
				＊基準額は、オーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、基準額の80%の範囲内の額とすること。
点字器	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、主に情報の入手を点字によっているもの	標準型： 32マス、 18行	7年	両面書真鍮板製のもの（標準型） 14,000 両面書プラスチック製のもの（標準型） 6,600

		携 帯 型 : 32 マ ス 、 4 行 32 マ ス 、 12行	5 年	片面書アルミニウム製のもの（携帯用） 7,200 片面書プラスチック製のもの
				* 基準額は点筆を含むものである。
人工喉頭	音声・言語機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であるもの	笛 式 : 呼 気 に よ り ゴ ム 等 の 膜 を 振 動 さ せ 、 ビ ニ ー ル 等 の 管 を 通 じ て 音 源 を 口 腔 内 に 導 き 構 音 化 す る もの	4 年	気管カニ ュレ付き とした場 合 は 3,100 円 増しとす る こ と 5,000
		電 動 式 : 顎 下 部 等 に 当 て た 電 動 板 を 駆 動 さ せ 経 皮 的 に	5 年	価格は、 電池又は 充電器を 含むもの であるこ と

		音 源 を 口 腔 内 に 導 き 音 源 化 するもの		70,100
	音声・言語機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた障害児・者であって、常時埋め込み型用人工鼻を使用しているもの	埋 込 型 用 人 工 鼻 ： H M E カ セ ッ ト、 ア ド ヒ ー シ ブ 及 び そ の 他 の 適 用 品 目 で あ っ て、それ ぞれ 障 害 児 ・ 者 が 容 易 に 使 用 し 得 る もの	－	1 カ 月 23,100
歩 行 補 助 つ え	肢体不自由により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であるもの	一 本 杖 の み	3 年	ニス塗装 された木 材のもの 2,200
				軽金属の もの 3,000
				夜光材付 とした場 合 は 410 （全面夜 光材付き

				とした場合 1,200) 増しとすること。 価格は1 本当たり のものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260増しとすること
収尿器	身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、脊椎損傷者など排尿の調節が自由にできないもの	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもの	—	男子用普通型 7,700
				男子用簡易型 5,700
				女子用普通型 8,500
				女子用普通型 5,900
情報・通信	上肢又は視覚障害により身体	対象品目	—	100,000

支援用具	障害者手帳の交付を受けた身体障害者であって、障害の程度が1、2級のもので、パーソナルコンピューター等の情報機器の使用により、社会参加が見込まれるもの	は、視覚障害児・者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト、上肢不自由者はインテリキー、ジョイスティックとする		
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害又は肢体不自由により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であるもの又は難病患者であり、それぞれ人工呼吸器の装着が必要な者又は医師が必要と認めたもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害児・者、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 1 号（第 4 条関係）

障害者日常生活用具給付・貸与申請書

年 月 日

朝 霞 市 長 宛

次のとおり申請します。

申請者 住 所
氏 名
(対象者との続柄)

対象者	氏 名		生年月日	
	住 所		電話番号	
	障 害 等 内 容 等	☐ 身体障害者手帳 級 障害名 ☐ 療育手帳 程度 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 級		
具の申請する用 の種類の等	用具の種目			
	商 品 名			
	理 由			
世帯状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	
月額上限額に 関する認定	☐ 1. 生活保護受給世帯			
	☐ 2. 市町村民税非課税世帯(本人の合計所金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの)			
	☐ 3. 市町村民税非課税世帯(上記2以外のもの)			
	☐ 4. 市町村民税課税世帯			

私は、私と私の世帯全員の住民基本台帳及び課税台帳の情報を障害者日常生活用具給付・貸与の支給決定の確認のため、朝霞市が使用することに同意します。

平成 年 月 日 氏 名 印

*市確認欄

業者名		見積り依頼有無	有・無	依頼日	
-----	--	---------	-----	-----	--

様式第2号(第5条関係)

①対象者	氏 名		生年月日			
	住 所					
	手帳種別		障害等級			
	障害名					
②世帯員の状況	氏 名	対象者との続柄	度市町村民税課税状況等			備考
			非課税	収入額	課税	
③所得区分	1. 被保護世帯 2. 低1 3. 低2 4. 一般					
④給付（貸与）の必要の有無	1. 有 2. 無	⑤給付（貸与）する（しない）理由				
⑥給付（貸与）する用具（型）		⑦予定価格	円	⑧給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額	円	⑨公費負担 費 担 定 額 予 額
⑩その他特記事項						
年 月 日 調査員 役職名 氏名						
(注意) 1 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。 2 貸与の場合には⑦～⑨欄は不要であること。						

様式第3号（第6条関係）

様式第3号(第6条関係)

障害者日常生活用具給付・貸与決定(却下)通知書						
				第	号	
				年	月	日
(申請者)		様				
				朝霞市長		印
先に申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。						
給付番号	第	号	給付決定年月日		年 月 日	
対象者氏名			手帳種別			
給付する用具名(含む形式規模等)			納入業者名			
			納入業者の住所		(電話)	
価 格	円	給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額	円	公費負担額	円	
利用者負担上限月額						
注意事項	1 用具は、対象者又はこれを扶養する者が日常生活用具に関する費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されたものです。支払うべき額については、必ず用具を受け取る前にお支払ください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、又は、譲渡、交換、若しくは貸付又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。					

別紙 1

別紙 1

視覚障害者用ワードプロセッサ共同利用

1 目的

視覚障害者用ワードプロセッサ共同利用は、身体障害者福祉法に基づく点字図書館及び身体障害者福祉センター(A・B型)(以下「共同利用施設」という。)に視覚障害者用ワードプロセッサ(以下「ワープロ」という。)を設置し共同利用させることにより、在宅の視覚障害者の日常生活の便宜を図りその福祉の増進に資することを目的とする。

2 ワープロの性能

編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができる性能を有するものとする。

4 ワープロの設置

(1) 市長は、ワープロを共同利用施設に自らか又は貸与により設置するものとする。

(2) 市長は、ワープロを貸与して設置する場合には、共同利用施設の管理者(以下「管理者」という。)との間にその貸借に関する契約書を締結することとし、その契約には、次の事項を加えるものとする。

ア 管理者は、貸与されたワープロを注意して維持管理するものとし、他の目的に使用し、又は譲渡、交換、若しくは、貸し付け又は担保に供してはならない。

イ 通常の使用における故障等については、管理者の責任において修理を行うものとする。

ウ 市長は、ワープロを必要としなくなったとき又は前各号に違反したと認めるときは、その返還を命ずることができる。

5 共同利用の方法等

(1) 管理者は、ワープロを視覚障害者の求めに応じ設置場所又は自宅等において利用させるものとする。

(2) 利用に要する実費は、利用者の負担により行うものとする。

(3) 管理者は、利用者の過失による紛失、故障、破損等については、利用者に弁償させるものとする。

(4) 管理者は、ワープロの利用の状況を明確にするため、「利用者台帳」を整備しておくものとする。

別紙 2

別紙 2

居宅生活動作補助用具（住宅改修費給付事業）

1 目的

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障害児・者が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活用具補助用具（住宅改修費給付事業）の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 給付対象者

下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（異動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児・者であって障害程度等級 3 級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害 2 級以上の者）とする。

3 住宅改修の範囲

住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 床段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

4 住宅改修費の給付要件

当該住宅改修が給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ、身体の状態、住宅の状況等を勘案して市長が必要と認める場合に給付するものとする。

5 給付の限度

住宅改修費の給付は原則 1 回とし、限度額については別に定めるところによる。

6 実施上の留意事項

市は、事業実施に際し給付対象者等に対して、事業内容を十分周知し、制度の円滑な実施に努めるものとする。